

国民健康保険料の口座振替が変わります（平成30年4月保険料分から）

関東信越税理士国民健康保険組合



移行手続き

組合において移行手続きを行います。

口座変更手続き

変更手続きは特に必要ありません。

（保険料振替金融機関を変更希望のある税理士事務所、税理士法人事業所においては、新たに届出が必要となりますので、組合までご連絡ください。）

委託事業者

みずほファクター株式会社

保険料振替日

次のとおり変更となります。ご注意ください。



例：平成30年4月分保険料 → 平成30年5月1日（火）振替日

■ 翌月の1日が振替日となります。

【裏面もご確認ください】

今までの口座振替

次の金融機関と直接契約をして保険料口座振替を実施していました。

- | | |
|-----------|------------|
| 1、みずほ銀行 | 2、三井住友銀行 |
| 3、りそな銀行 | 4、埼玉りそな銀行 |
| 5、武蔵野銀行 | 6、足利銀行 |
| 7、群馬銀行 | 8、常陽銀行 |
| 9、筑波銀行 | 10、第四銀行 |
| 11、東和銀行 | 12、栃木銀行 |
| 13、八十二銀行 | 14、北越銀行 |
| 15、青木信用金庫 | 16、埼玉県信用金庫 |
| 17、長野信用金庫 | 18、松本信用金庫 |
| 19、ゆうちょ銀行 | |

これからの口座振替

日本全国での金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の口座振替が可能となります。

※外国銀行の一部、ネット銀行、信用組合、農協、漁協の一部等ご利用できないところがあります。（詳しくはお問合せください。）

問 い 合 せ 先

関東信越税理士国民健康保険組合

〒330-0854

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4 丁目 376-1

電話番号: 048-631-2211

FAX 番号: 048-644-3030

電子メール: info@ka-z-kokuho.or.jp